

香川大学農学部後援会支援事業実施要項

1. 後援会総会において了承された年度事業計画を実施するにあたり、以下のとおりとする。

1) 勉学支援事業（※申請場所）

① 学会発表支援（交通費支援）（学会参加費支援）（※事務室 2F 庶務係内） 様式 1

卒業論文や修士論文で得た研究成果の学会（国際学会含む）等での発表を支援し、実践的なプレゼンテーションや討議の能力を高めるとともに、学修への一層の動機付けを図る。

- ・ 大学院生、学部 4 年生を対象とする。
- ・ 学部、大学院各々につき在学期間中に海外語学研修支援を含め 1 回限りとする。
- ・ 本人が口頭あるいはポスターで代表者として発表することを条件とする。
（学会発表のプログラム、要旨及び本人が口頭あるいはポスターで発表することがわかる書類を提出すること）
- ・ 交通費及び学会参加費の半額を補助する。ただし上限を 2 万円とする。
- ・ 農学部学生学会発表支援費との重複支援はできない。

② 海外語学研修支援（※事務室 2F 庶務係内） 様式 1

語学研修と現地見学を兼ねた授業科目の受講生で、引率教員を伴い海外語学研修への参加を支援する。

- ・ 学部、大学院各々につき在学期間中に学会発表支援を含め 1 回限りとする。
- ・ 交通費等を補助する。ただし上限を 3 万円とする。
- ・ 農学部学生学会発表支援費との重複支援はできない。

2) 就職活動支援事業（※申請場所）

① 企業説明会参加支援（※事務室 1F 学務係内）

関西地区において開催される企業説明会（農学部関連企業）へのバス送迎を行い、就職希望学生への利便を図る。

- ・ 大学院、学部 3、4 年生を対象とする。
- ・ 農学部発・会場往復のバス運行（日帰り）を行う。

② インターンシップ支援（※事務室 1F 学務係内） 様式 1

実践的な職場体験を通じて職業意識の向上を図るためのインターンシップへの参加を支援する。

- ・ 学部 3 年生を対象とする。
- ・ 大学が指定する受入企業、機関でのインターンシップに参加する場合に限る。
- ・ 現住所からインターンシップ実施場所までの交通費を補助する。ただし上限を 1 万円とする。

③ 教育実習、介護体験実習支援（※事務室 1F 学務係内）様式 1

教育実習および介護体験実習活動に参加するための実習費及び交通費の一部を補助する。

- ・ 大学が指定する教育実習校で教育実習を行う者を対象とする。
- ・ 実習費を補助する。
- ・ 交通費は各自 1 万円までは自己負担とし、1 万円を超えるものについて補助する。ただし、補助の上限は 1 万円とする。

④ 国家試験等資格取得支援（※事務室 2F 庶務係内）様式 2

国家試験等資格試験の合格者に対して、その受験料の全額を補助する。

- ・ 対象は、在学期間中に受験したものに限り補助する。ただし、補助の上限は在学期間中の合計で 1 万円とする。

⑤ 就職セミナー、就職ガイダンス、学生就職相談、キャリア教育・後援会等実施支援

3) 課外活動支援事業（※申請場所）

① 学生提案プロジェクト支援（※事務室 2F 庶務係内）様式 3

学生が自ら企画・立案し実施する魅力的・独創的なプロジェクトに対して支援する。

- ・ 学内プロジェクトに応募書類を提出した事業うち、内容等が適正なものに限る。
- ・ 一事業につき上限を年間 2 万円とする。ただし、採択された学内プロジェクトの補助を優先する。

② 学部長杯ソフトボール大会など健康増進に係るスポーツイベントの開催に伴う支援

③ 農学部収穫祭・オープンキャンパスの開催に伴う支援

④ 大学祭の開催に伴う支援

⑤ その他課外活動に係る事業で、後援会長が必要と認めた支援

4) 教育・学習環境等整備事業

豊かな教育・学習環境整備のための設備更新、学生の福利厚生などを支援する。

5) その他

- ・ 卒業記念パーティー
- ・ 卒業記念品贈呈
- ・ 会議費・印刷費・通信費
- ・ その他後援会が必要と認めた支援

2. この事業は、申請者の保護者が正会員であることを必要条件とし、支援するものとする。

3. この事務は、事務課課長補佐が担当する。

4. この事業は、平成 19 年 4 月 5 日から行う。

附 則

この要項は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 20 年 7 月 10 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、第 2 項の就職支援費関係事業について、第 3 項の適用は平成 21 年 4 月 1 日から行うものとする。

附 則

この要項は、平成 21 年 1 月 12 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

問い合わせ先 761-0795

香川県木田郡三木町池戸 2393 香川大学農学部事務室

Tel: (087) 891-3004 Fax: (087) 891-3021